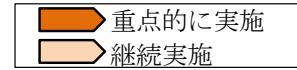


奄美大島行動計画（平成30年12月改正）



参考資料 1

| 事業項目 | 実施主体 | 実施時期 | | | 対象範囲 | | | 事業の内容 | 目標と 【評価指標】 | 備考 (検討・評価機関) |
|--|---|------|----|----|------|------|--------|--|---|----------------------|
| | | 短期 | 中期 | 長期 | 推薦地 | 緩衝地帯 | 周辺管理地域 | | | |
| 1) 保護制度の適切な運用 | | | | | | | | | | |
| 1 奄美群島国立公園の管理 | 環境省 | | | | ● | ● | ● | 奄美群島国立公園の適切な保護管理を行うとともに、管理体制の強化を図る。 | 世界遺産の価値の保全や緩衝機能の確保を図る。 | |
| 2 奄美群島森林生態系保護地域の管理 | 林野庁 | | | | ● | ● | | 奄美群島森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。 | 世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。 | 奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会 |
| 3 鳥獣保護区の管理等 | 環境省 鹿児島県 | | | | ● | ● | ● | 国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適切に管理する。 | 鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。 | |
| 4 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等 | 環境省 | | | | ● | ● | ● | 絶滅のおそれのある野生動植物種を種の保存法に基づく国内希少野生動植物として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。 | 国内希少野生動植物種が適切に保護される。 | |
| 5 希少野生動植物保護条例の運用 | 鹿児島県 各市町村 | | | | ● | ● | ● | 県及び市町村が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様性を保全する。 | 条例が遵守され、希少野生動植物が適切に保護されている体制の確保。 | 奄美群島希少野生生物保護対策協議会 |
| 6 保護増殖事業の継続実施 | 文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | ● | 保護増殖事業の対象種（アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ）について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。 アマミノクロウサギについては生息状況及び遺伝解析等の科学的な検討を進める。 | 自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】 | 奄美希少野生生物保護増殖検討会 |
| 7 保護増殖事業の対象外の希少種（ケナガネズミ、アマミトゲネズミ等）の保護増殖の取組 | 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | ● | 保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について、継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。 | 自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 | |

| 事業項目 | 実施主体 | 実施時期 | | | 対象範囲 | | | 事業の内容 | 目標と 【評価指標】 | 備考 (検討・評価機関) |
|--------------------------|--------------------------------------|------|----|----|------|------|--------|---|---|-------------------------------------|
| | | 短期 | 中期 | 長期 | 推薦地 | 緩衝地帯 | 周辺管理地域 | | | |
| 2) 外来種による影響の排除・低減 | | | | | | | | | | |
| 1 侵略的外来種への対策の強化 | 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | ● | 既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。奄美大島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。 | 特に遺産価値(生態系・生物多様性)への影響が大きいと考えられる外来種による影響の排除・低減 | |
| 2 マングース対策の実施 | 環境省 | | | | ● | ● | ● | 希少種の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしているマングースの防除を行う。 | 奄美大島からのマングースの完全排除。 | 奄美大島におけるマングース防除事業検討会及び防除等戦略会議 |
| 3 ネコ対策の実施 | 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | ● | 地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、希少種生息域(森林内)のネコについて、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、排除を行う。 | 希少種生息域からネコを排除し、希少種への影響を防止。 | 奄美群島希少野生生物保護対策協議会(奄美大島ノイヌ・ノネコ対策検討会) |
| | 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | ● | 飼い猫の遺棄・逸出の防止、不妊措置、所有者明示等の適正飼養や、飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。 | 集落にいるネコが適正に飼養・管理されて、新たに森林内へ侵入することがない状況の創出。 | 奄美群島希少野生生物保護対策協議会(奄美大島ノイヌ・ノネコ対策検討会) |
| 4 ノヤギ対策の実施 | 各市町村 | | | | ● | ● | ● | 食害により希少種を含む生態系への悪影響が懸念されるノヤギの防除を行う。 | 奄美大島からのノヤギの完全排除。 | 奄美群島希少野生生物保護対策協議会 |
| 3) 希少種への人為的影響の防止 | | | | | | | | | | |
| 1 希少野生動物の交通事故対策 | 環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | ● | 希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。 | 希少野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が発生しない状況を確保。 | 奄美群島希少野生生物保護対策協議会 |
| 2 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護 | 環境省 鹿児島県 各市町村 | | | | ● | ● | ● | アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集を行う。また、野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等への活用を検討する。死亡個体が発見された場合は、可能な限り死因を特定し、今後の対策に資する。 | 個体群の維持や、生態研究・飼育技術の確立。 | 奄美希少野生生物保護増殖検討会 |
| 3 密猟・盗採防止のためのパトロール | 環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | ● | 行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。 | 効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況の確保。 | 奄美群島希少野生生物保護対策協議会 |

| 事業項目 | 実施主体 | 実施時期 | | | 対象範囲 | | | 事業の内容 | 目標と 【評価指標】 | 備考 (検討・評価機関) |
|---------------------------|----------------------------------|------|----|----|------|------|--------|---|--|-----------------------|
| | | 短期 | 中期 | 長期 | 推薦地 | 緩衝地帯 | 周辺管理地域 | | | |
| 4) 緩衝地帯等における産業との調和 | | | | | | | | | | |
| 1 生物多様性鹿児島県戦略の運用 | 鹿児島県各市町村 | | | | ● | ● | ● | 鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関する施策を遂行する。 | 戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。 | |
| 2 奄美大島生物多様性地域戦略の運用 | 鹿児島県各市町村 | | | | ● | ● | ● | 奄美大島における生物多様性の方向性や施策展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域戦略」に定めた、産業との調和に関する施策を遂行する。 | 戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。 | 奄美大島自然保護協議会 |
| 3 生物多様性に配慮した森林施業の実施 | 鹿児島県各市町村 | | | | | | ● | 遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため、生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。 | 遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】 | 奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会 |
| 4 環境に配慮した公共事業の実施 | 環境省 林野庁 鹿児島県各市町村 | | | | ● | ● | ● | 公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。 | 公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】 | 奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会 |
| 5) 適切な観光管理の実現 | | | | | | | | | | |
| 1 持続的観光マスターープランに基づく取組の推進 | 鹿児島県 | | | | ● | ● | ● | 世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光のマス観光とエコツアーカーの計画的分散や施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスターープランに基づき、計画的な来訪者管理を進める。 | 観光客の増加を見据えた受け入れ体制の構築。 | 奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会 |
| 2 利用の調整 | 環境省 林野庁 鹿児島県各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | | 世界遺産登録による利用の増大・集中により、環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討・調整を行い自然環境の保全を徹底し、質の高い利用を目指す。 | 遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。 | 奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会 |

| 事業項目 | 実施主体 | 実施時期 | | | 対象範囲 | | | 事業の内容 | 目標と 【評価指標】 | 備考 (検討・評価機関) |
|-----------------------------|-------------------------------|------|----|----|------|------|--------|--|---|-----------------------|
| | | 短期 | 中期 | 長期 | 推薦地 | 緩衝地帯 | 周辺管理地域 | | | |
| 3 環境負荷の低減に資する施設の整備等 | 環境省 鹿児島県 各市町村 | | | | ● | ● | ● | <p>遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討するとともに、必要な整備等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多人数利用を吸収する拠点施設 ○森林地域の魅力を引き出す施設 ○トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設 | 遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。 | 奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会 |
| 4 世界自然遺産奄美トレイルの整備 | 鹿児島県 各市町村 | | | | ● | ● | ● | <p>歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトレイルを整備する。</p> <p>質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。</p> | トレイルが群島全体をつなげ、来島者がリピーターとなって何度でも好みに応じて質の高い利用をする状況の創出。 | 奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会 |
| 5 エコツーリズムの推進 | 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | ● | <p>世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。</p> <p>質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。</p> | 核心地域等におけるエコツアーガイドが同行する少人数観光の確立により、観光客が奄美大島の自然に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。 | 奄美群島エコツーリズム推進協議会 |
| 6 ガイドの育成 | 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | ● | <p>質の高いガイド（観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等）を育成し、奄美大島の観光を充実させる。</p> <p>質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。</p> | 質の高いガイドの提供により、利用者が奄美大島観光に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。 | |
| 6) 地域社会の参加・協働による保全管理 | | | | | | | | | | |
| 1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】 | 鹿児島県 各市町村 | | | | | | ● | <p>遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。</p> <p>そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。</p> | 遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】 | 奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会 |

| 事業項目 | 実施主体 | 実施時期 | | | 対象範囲 | | | 事業の内容 | 目標と 【評価指標】 | 備考 (検討・評価機関) |
|---------------------------|--------------------------------------|------|----|----|------|------|--------|---|---|-----------------------|
| | | 短期 | 中期 | 長期 | 推薦地 | 緩衝地帯 | 周辺管理地域 | | | |
| 2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】 | 環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 | | | | ● | ● | ● | 公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。 | 公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】 | 奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会 |
| 3 域外住民、観光客等への情報発信 | 環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | | 様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信し、奄美群島への理解を深めもらう。 | 全国での奄美群島への理解が進むとともに、環境配慮と両立した観光により遺産地域への環境負荷が一定程度に抑えられている状況の創出。 | |
| 4 ゴミの不法投棄防止活動等の実施 | 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | | ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施により、世界自然遺産の島である奄美大島の環境美化を図る。 | 世界自然遺産地域の内外を問わず、奄美大島の環境が美しく保たれている状況の創出。 | |
| 5 普及啓発等を通じた住民による取組の推進 | 環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | | 勉強会や各種イベントの実施、ポスターやパンフレット等の作成・配布等により、世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい、住民による取組を推進する。 | 住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。 | |
| 6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承 | 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | | 奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特的文化が継承されるよう啓発に努める。 | 住民一人ひとりが奄美群島の自然と文化に誇りを持ち、次世代へ継続する環境づくりの推進。 | |
| 7 環境学習の取組の推進 | 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | | 子どもたちに地域の自然・文化に興味をもつてもらうために、世界自然遺産地域特有の環境教育に力を入れる。 | 子どもたちが、地域の自然や文化に興味をもち、希少種保護や外来種対策の必要性等について理解する。 | |
| 7) 適切なモニタリングと情報の活用 | | | | | | | | | | |
| 1 情報発信と活用 | 環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 | | | | ● | ● | ● | 各事業主体が実施したモニタリング結果、その他の調査研究等の情報・知見等について、広く情報を集約・蓄積するとともに、公式ホームページ等による一元的な情報の集約・管理・公開の仕組みを確保する。 | 遺産の価値に関わる情報・知見・技術が集約・蓄積され、保全・管理に活用される。 | |

| 事業項目 | 実施主体 | 実施時期 | | | 対象範囲 | | | 事業の内容 | 目標と 【評価指標】 | 備考 (検討・評価機関) |
|--------------------------|--------------------------------------|------|----|----|------|------|--------|--|---------------------------------------|-----------------|
| | | 短期 | 中期 | 長期 | 推薦地 | 緩衝地帯 | 周辺管理地域 | | | |
| 2 モニタリング計画の作成及びモニタリングの実施 | 環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | ● | モニタリング計画を作成するとともに、計画の下、モニタリングを実施する。 | 遺産価値の保全状況の確認及びその結果を取組に反映し、順応的管理を図る。 | |
| 3 奄美大島行動計画の進捗確認 | 環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体 | | | | ● | ● | ● | 行動計画の進捗確認を行うとともに、必要に応じてモニタリング計画に基づく評価等を踏まえ、行動計画や事業内容の見直しを検討する。 | 行動計画に基づく事業・取組を進め、遺産価値が維持されている状態を確保する。 | |